

伊方3号再び差し止め

広島高裁「断層調査は不十分」

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町、定期検査中）の安全性に問題があるとして、山口県の住民3人が運転差し止めを求めた仮処分即時抗告審で、広島高裁（森一岳裁判長）は17日、運転を差し止める決定をしました。同原発の運転を認めない司法判断は、2017年の同高裁決定に続き2回目。高裁段階の差し止め決定は2例目です。四電は不服申し立てを行う方針です。 ↓関連⑥⑩面



伊方原発3号機の運転差し止めを命じる仮処分決定を受け、「勝訴」の垂れ幕を掲げる原告ら＝17日午後、広島高裁前

噴火の影響 「過小」認定

仮処分決定は直ちに効力が生じるため、3号機は定期検査を終えても決定が覆らない限り、送電開始予定の3月以降も運転を再開できない見通しです。

高裁決定は、同原発の敷地の2キロ以内に活断層がある可能性は否定できないとしています。さらに、決

定は、国の地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯長期評価（第二版）」などに基づき、四電が「十分な調査をしないまま、敷地から2キロ以内には活断層が存在しない」として審査を申請したと指摘。これを問題ないとした原子力規制委員会の判断について「その過程に過誤ないし欠落があったと言わざるを得ない」としています。

新規制基準では、原発敷地から2キロ以内に活断層が存在する場合、「震源が敷地に極めて近い」場合の地震動評価が必要となりますが、四電は地震動評価を行っていません。

さらに決定は、敷地から130メートル離れた阿蘇山（熊本県）の噴火影響については、四電が想定した噴火規模は「過小」と認定。それにもとづいた申請や規制委の判断も「不合理」としました。山口地裁岩国支部は昨年3月、四電の主張を認めて住民側の申し立てを却下。住民側が即時抗告していましたが、伊方原発3号機をめぐるのは、17年に広島高裁が、巨大噴火が起きた場合に火砕流が到達する可能性を認めて運転差し止めを決定しましたが、18年9月に同高裁の異議審で取り消された。

「生きた司法」を歓迎

伊方とめる会など声明

広島高裁が伊方原発3号機の運転差し止めの決定を出したことを受け、愛媛県の伊方原発をとめる会と弁護団は17日、会見を開き、決定について「裁判官の良心を示した画期的な決定」と歓迎する声明を発表しまし

た。声明は決定について、地震と火山の二つの点による「具体的危険性が存在しないことについて四国電力の疎明（弁明）が尽くされていないと判断し、住民側の主張を認めたとし、「基本的人権の擁護」という裁判所の使命を果たしたものと評価しました。

「生きた司法」がありました。今度は松山でも凱歌（がいか）をあげたい」と話しました。一人、須藤昭男さんは「司法が『原発は駄目だ』といった意味は大きい。私は福島の実情を知っています。この悲劇を繰り返してはな

りません。広島には『生きた司法』がありました。今度は松山でも凱歌（がいか）をあげたい」と話しました。一人、須藤昭男さんは「司法が『原発は駄目だ』といった意味は大きい。私は福島の実情を知っています。この悲劇を繰り返してはな

りません。広島には『生きた司法』がありました。今度は松山でも凱歌（がいか）をあげたい」と話しました。一人、須藤昭男さんは「司法が『原発は駄目だ』といった意味は大きい。私は福島の実情を知っています。この悲劇を繰り返してはな

弁護団共同代表の中村寛弁護士は今回の決定について、「極めて常識的な判断だ」と評価しました。原告人の一人、山口県柳井市の青木シツエさん（84）は「とてもうれしい。全国の原発の廃炉、原発ゼロが一歩の望みです」とコメントを寄せました。本訴でたたかう原告副団長の窪田伸子さん（58）は「山口県立生町は『このようならうれしい会見は初めてです』と涙で言葉を詰まらせました。

伊方このまま廃炉 反原連



「伊方原発このまま廃炉」と声を上げる人たち=17日、国会正門前

首都圏反原発連合（反原連）は17日、首相官邸前抗議を行いました。四国電力伊方原

発3号機（愛媛県伊方町）について広島高裁が同日、運転を差し止める決定を出したこと

を受け、参加者は「伊方原発このまま廃炉」と声を上げました。東京都豊島区の男性

「(7)は、高裁決定は、当然の判断。日本は火山列島で、どこに活断層があるか分からない。全ての原発を廃炉にすべきだ。20日から始まる国会で、『原発ゼロ基本法案』を審議させるために、今日はこちらにきた」と話しました。

広島高裁 決定骨子 一、伊方原発3号機の運転を差し止める。一、敷地直近にある阿蘇山噴火時の火山灰の降灰量などの想定は過小だ。

構造線断層帯は活断層である可能性が否定できず、四国電力の調査も不十分だ。一、四国電力による阿蘇山噴火時の火山灰の降灰量などの想定は過小だ。

一、原子力規制委員会が伊方原発を新規規制基準に適合するとして判断は不合理で、生命身体に対する具体的危険の存在がある。

葛飾区の男性会社員（49）は、「国会召集の前に、良い流れができた」といいます。2017年に広島高裁が同原発3号機の運転を認めない決定をしたものの、後に同高裁の別の裁判長が運転を認めたことから「司法の場だけではなく、政治の場で決着をつけるのが現実な方法だ。国会で『原発ゼロ基本法案』を審議させるため、市民と野党共闘を応援したい」と話しました。国会正門前では、参加者がマイクを握りスピーチしました。